

首都圏ショールーム設置・バイヤーマッチング事業に係る 支援事業者募集要項

愛媛県では、県内事業者が農商工連携で開発した商品等の販路開拓や商品力向上を図るため、首都圏に常設ショールームを設置し、バイヤーに商品情報を発信するとともに、マッチング商談会を実施し、新たな販路開拓につなげるほか、事業者の県内にある事業所・工場等の現地に専門家を派遣し指導を行うことにより、商品のブラッシュアップ等を支援します。つきましては、次のとおり首都圏ショールーム設置・バイヤーマッチング事業の支援事業者を募集します。

1 首都圏ショールーム設置・バイヤーマッチング事業の概要

- (1) 受託事業者 (株)ビジネスアシスト四国 (松山市宮西1丁目4-43 大智ビル4階)
 - (2) 首都圏ショールームの設置
 - 展示期間 第1期 平成30年8月上旬～11月下旬(予定)
第2期 平成30年12月上旬～3月下旬(予定)
 - 展示場所 エヒメイド下北沢店(東京都世田谷区北沢2-29-14 乾徳ビル1階)
 - 展示事業者数 各6事業者(1事業者あたり2商品程度)
 - (3) バイヤーマッチング商談会
 - 実施回数 1回
 - (4) 専門家の現地指導による商品ブラッシュアップ
 - 現地指導事業者数 4事業者以上
- ※ 県と受託事業者で協議の上、専門家派遣事業者を選定

2 募集対象

次の要件のいずれかに該当する加工食品を生産又は製造する事業者

- (1) えひめ農商工連携ファンド(農商工連携助成事業)を活用して開発された商品
- (2) 農商工等連携促進法の認定事業計画に基づいて開発された商品
- (3) 県内農林漁業者と県内中小企業者等が連携・協力して開発した商品
- (4) 地域密着型ビジネス創出助成事業を活用して開発された商品
- (5) 活力創出助成事業を活用して開発された商品
- (6) その他、県内中小企業等が開発した商品で、本県経済の活性化につながるものと見込まれるもの。

3 募集事業者数

- (1) 募集事業者数 12事業者(展示期間ごとに6事業者)
- (2) 応募多数の場合は、提出書類に基づき、受託事業者と協議の上、支援事業者を決定します。

[選考の考え方]

- ① ファンド事業を活用して開発された商品(募集対象の(1)、(4)、(5))を生産又は製造する事業者を優先。
- ② ①の優先事業者数が募集事業者数を上回った場合、又は、①で優先事業者を選定した後、残りの事業者で選考が必要になった場合、「FCP展示会・商談会シート」及び商品サンプルを基に、受託者と協議し決定。
※商品サンプルの提供をお願いすることがあります。

4 支援事業者の条件

- (1) 首都圏ショールームへの展示期間中、展示商品及び商品サンプルを提供できること。
- (2) バイヤーマッチング商談会に商品サンプルを提供できること。
- (3) バイヤーマッチング商談会に原則として、担当者の参加が可能なこと。
- (4) 商品見直しや改良に取り組む意思があり、専門家指導の受入れを了承できること。
- (5) 愛媛県が実施する展示期間中及び展示後のヒアリングやアンケート調査に協力できること。
- (6) 標準産業分類中分類のうち「食料品製造業（標準産業分類番号 009）」又は「飲料・たばこ・飼料製造業（同 010）」の業種に該当する事業主であること。
- (7) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (8) 暴力団関係者であると認められる者又は暴力団関係者と関わりのある事業主でないこと。
- (9) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。

5 注意事項

- (1) 受託事業者は、首都圏ショールーム設置・バイヤーマッチングの支援を実施するが、成約を約束するものではないこと。
- (2) 受託事業者による支援では、首都圏ショールームでの展示商品及びバイヤーマッチングに係る商品サンプルの提供並びにそれらの商品の運搬、商品 POP 作成経費、バイヤーマッチング商談会への参加等にかかる旅費以外は、原則、支援事業者が費用負担は生じないこと。
- (3) 受託事業者によるバイヤーマッチングにより成約となった案件について、成約後、万が一、成約先との間でクレーム等のトラブルが生じた場合は、支援事業者自らで解決する必要があるので注意すること。また、この場合に損害が生じたとしても、県及び受託事業者は、その責めを負わないこと。
- (4) 受託事業者は、支援事業者の支援に努めるものであるが、予算の範囲内での活動となるため、希望に応えられない場合があること。
- (5) 首都圏ショールームでの展示期間、設備等のため、展示対象商品は、常温又は冷蔵の加工食品とする。ただし、冷蔵品については、冷蔵ケースが限られているため、希望に応えられない場合があること。

6 募集期間

平成 30 年 7 月 4 日（水）～7 月 18 日（水） 17：00 必着

7 応募方法

別紙申込書及び F C P 展示会・商談会シートに必要事項を記入押印の上、下記の申し込み先へ提出（郵送又は持参）してください。なお、メール・F A X での提出は認められません。

8 問合せ先・申込み先

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課農商工連携係 森
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2
電話：089-912-2471 F A X：089-912-2469
電子メールアドレス：sangyosousyutsu@pref.ehime.lg.jp